

○宮本委員 私、聞いてきたんですが、那覇市内にある学童保育では、民間のアパート四部屋分を借りて保育をしている。現場も見てきました。近くに外遊びできるスペースがないことから、そのうちの一室でボール遊びをさせているんです。壁もぼろぼろ、電灯もぼりぼりという状況でありましたけれども、別の学童保育は、幼稚園の空き教室を借りて開設していたものの、老朽化のためにやむなく移転、移転先は小学校の理科室で、毎日授業が終わると指導員が理科室の机やイスを片づけて、学童保育室に仕立てて保育を行い、保育が終了すると再び理科室に戻す、これを毎日繰り返しておられるわけです。

本土では、学校敷地内や学校の余裕教室での学童保育が主流となりつつありますけれども、那覇市内で三十カ所以上あると言われる学童保育のうち、学校敷地内に専用スペースが確保できているのはわずか一カ所で、それもことし四月から使用を始めたばかりです。

関係者からは、全国では公立が八割を超えるのに対し、沖縄県全体で二百カ所を超える学童保育の九割強が私立民営であることから、学童保育としての施設確保が非常に大変だ、こういう声も聞きました。全国平均に比べ、倍近い保育料、一万円を超える高額な保育料負担になっている、これも事実なんですね。所得の少ない家庭や一人親家庭の子どもたちが学童に入れないという状況もございます。

これは、アメリカ軍による統治という歴史的背景があるとはいえ、どこに住んでいても小学生の放課後の生活は同じように保障されるべきだというこの立場、先ほど大臣も、子どもは生まれる場所は選べないとおっしゃいましたけれども、言うまでもなく、児童福祉法第一条、すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならないとし、二条で、国は、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う、こう定めておりますから、この支援は不可欠だと思うんですね。

これも大臣にお伺いいたします。

国が支援をして、この沖縄の立ちおくれた現状を早急に解消することは、児童福祉法に照らしても当然のことだと私は思いますが、大臣もそれでよろしいですね。

○蓮舫国務大臣 御指摘のとおり、児童福祉法の観点でいいますと、国も地方公共団体も子どもの健やかな成長には責任を有すると感じております。

○宮本委員 議論を聞いておりますと、内閣府の沖縄振興対策、あるいは一括交付金という議論も出ております。

ただ、このおくれというのは、基地のもとでの沖縄の子どもたちの成長、発達を大きく阻害してきた歴史的条件によるものでありますから、それが原因でこういう立ちおくれを生んでしまったものを、その解消をする場合に、解消してほしかったら、いわば基地と引きかえのようなお金でという議論は余りにもひどい。私は、そういうこととリンクさせるのじゃなくて、全国ひとしく保障する中身として沖縄の対策をとるべきだということを申し上げておきたいと思っております。

学童保育は、子どもの放課後の生活の場であると同時に、家庭を丸ごと受けとめ、保護者とともに子どもたちの育ちを支える専門的な場でもあります。だからこそ、大災害時には子どもの命と安全を守るとりどとなり、深刻化する子どもの貧困のもとで、子どもたちの成長と発達を親とともに守ろうと必死に頑張っておられます。しかし、学童保育を実施している自治体によって、設置主体が公立か民立かで保育環境が全く異なってしまいます。さっきの沖縄の例もそうですね。これで子どもたちの放課後の安全や安心が守られるのか。今だからこそ、国による学童保育制度の抜本的な拡充が求められている。

これは厚生労働副大臣にお伺いしたいんですが、そういうふうに私は考えますけれども、いかがでしょうか。

○辻副大臣 宮本委員御高承のとおり、放課後児童クラブは平成九年に放課後児童健全育成事業として児童福祉法に位置づけられたものでございますが、運営形態やサービス利用実態が多様であること等を踏まえ、市町村が地域の実情に応じてサービスを提供できるよう、職員配置や施設に関する基準や利用手続などにつきましては定めていないのが現状となっております。

現在、私どもが検討を進めております子ども・子育て新システムにおきましては、放課後児童クラブにつきましても、量的拡充だけではなく、質を確保する観点から検討がなされているところでございます。

御指摘の放課後児童クラブの充実につきましては、このような議論も踏まえつつ、量的拡充と質的確保の二つの観点から努めていきたいと思っております。

○宮本委員 私は、子ども・子育て新システムの議論の中でそういう話が出ていることはもちろん知っているんです。きょうは子ども・子育て新システムそのものについて議論をするつもりはありません。先ほど池坊委員から指摘があったように、私としてはこの新システムというものについては賛成できないわけでありまして、その前にやるべきことがあるという議論なんです。

一九九七年に学童保育が法制化された。やっと二〇〇七年に放課後児童クラブのガイドラインが出されました。厚生労働省が二十一日に発表した平成二十三年放課後児童健全育成事業の実施状況を見ても、ガイドラインを活用している市町村が半数に上っております。ガイドラインの策定からもう四年がたって、子どもの貧困に代表されるように、子どもとその家族を取り巻く環境はこの四年間で激変をしております。

また、十月の二十一日、厚労省は放課後児童クラブの事故報告集計というものを発表いたしました。学童保育で子どもが死亡したり、大けがをしたりする事故が、一年間に全国で二百六十件余り起きていたということも明らかになり、厚労省は子どもの安全を守るための基準について検討を進める、こうも述べられております。

私は、今こそガイドラインから一歩前に進んで、子どもたちの安全を確保するための職員配置基準や施設基準、子どもたちの成長や発達を保障できるだけの適正規模や事業内容などの運営基準を国が定めることが求められている、こう思いますが、厚生労働省、いかがですか。

○石井政府参考人 議員御指摘のとおり、平成十九年の十月に放課後児童クラブとして望ましい運営内容を目指すためのガイドラインが策定されたところでございます。

放課後児童クラブについては、これは平成二十三年五月一日現在でございますが、利用できなかった児童が七千四百八名おられるなど、量的な拡充も必要でありますし、また、質的な改善も必要ではないかというふうに考えております。

こうした中で、本日はその議論をしないということでございますが、子ども・子育て新システムに向けた検討の中で、その中間取りまとめが去る七月に取りまとめられておまして、その中で、放課後児童クラブの質を確保する観点から、人員配置、施設、開所日数、時間などについては、国が一律の基準を設定すること、そして、その際、国の基準と地方公共団体の裁量の範囲について、今後、さらに検討する、このような記載がなされているところでございます。

具体的な内容につきましては、今後、子ども・子育て新システムの検討をさらに進めていく中で議論をしていくことになっておまして、この結果を踏まえてしっかり対応していきたいというふうに考えております。

(中略)

○宮本委員 施設と里親を結ぶ職員が必要だということに別に異論はないんですね。しかし一方で、里親への支援に専念できる職員も必要だという声がある、それで今申し上げたわけで、ぜひしっかり里親を支える体制をとっていただきたいというふうに思います。

それで、同時に、児童養護施設も沖縄では見てまいりました。先ほど来議論がありまして、今、小学生、職員一人が六人の子どもという基準を概算要求では五・五人にと。しかし、目標としてはもっと高い目標で、子ども四人に対し指導員一人、これを目指しているというお話もあったわけでありまして。

しかし、それでも、六人というのは、実際には、三交代で見れば、一人で十八人。五・五人になっても十七人ということですから、これはなかなかそう簡単に解決する問題じゃないと思うんですね。

それで、全国児童養護施設協議会の「子どもの権利を擁護し養育条件を高めるために」と題する提言によれば、この現状を改めて、小学生以上三人に対し児童指導員、保育士一人の配置を求めておられます。つまり、一対三まで進めてほしいと。

私も、児童養護施設の現状を聞いて、この提言の方向に進むべきだと思っております。子ども四人に対し一人というのは最終目標ではなくて、さらにその先に進むべきだと私は思いますが、これは、厚生労働副大臣の御答弁をいただきたいと思っております。

○辻副大臣 児童養護施設における児童指導員等、六対一の現行の人員配置につきましては、交代勤務の中で、職員一人が十八人の子どもに対応する体制となるわけですが、虐待などで心が傷ついた子どもに十分なケアが困難であるということがございます。そういった意味で、人員配置の引き上げが必要となっているものと考えております。

本年七月に社会保障審議会児童部会の社会的養護専門委員会におきまして取りまとめられました社会的養護の課題と将来像におきましては、小学生以上について、現行の六対一から四対一に引き上げることを目標水準としたところでございます。

児童養護施設につきましては、小規模グループケアなどの家庭的養護を推進することが重要でございますので、この基本配置に小規模グループケア加算等を合わせることによりまして、三対一ないし二対一の水準まで改善を図ることができることから、その積極的な推進を図ってまいりたいと考えております。

○宮本委員 時間が参りましたので終わりますけれども、きょうは幾つかのテーマで質疑をいたしましたけれども、子どもや若者を取り巻く状況の変化と格差の深刻さに、率直に言って驚いているわけです。大臣が所信で述べられた、子どもや若者が大切にされ、支えられながら可能性を發揮できる社会を目指して、政府含め社会全体が力を發揮しなければならないと思いを新たにしております。

最後に、この問題での大臣の御決意を伺って、質問を終わりたいと思っております。

○蓮舫国務大臣 子どもが夢を持ってない社会というのは、私は国の将来性に陰りが出ると思っております。すべての子どもが夢を持ち、目標を持ち、自分なりの道筋を歩いていける可能性を示すのが政治の仕事だと思っておりますので、ぜひ、きょう宮本委員からいただいた御提言もしっかりと受けとめながら、仕事をしてまいりたいと思っております。

(中略)

○吉泉委員 ひとつよろしくお願いを申し上げます。

時間がもう迫ってきたわけでございますけれども、児童虐待の関係で質問に入らせていただきます。

午前中の、歯科医師であります先生の方からの質問については、大変学ばせていただきましたし、感動をしたところでもございます。そういう意味では、虐待の早期発見については、まさに歯科医師会なり、さらには歯医者さんの役割、この部分が非常に大きいものがあるんだろうというふうにも思っているところでございます。

その中で、大変数字が、児童虐待の数がウナギ登り、こういう状況になっているわけでございます。それぞれの現状を見たときに、お母さん方がそういう虐待の加害者として出ているという状況も数字的には出ているわけでございます。

こんなにも大きく、そういう相談件数、さらには命を落とすまでいじめる状況というものについて、総体的に各省を取り仕切る担当大臣として、これまでも議論がなされたわけですが、やはり虐待ストップ、そういう立場の中で見たときに、何がこれからの一番の注意事項で、さらには一つのポイントとして行政を進めていこうとしているのか、大臣の方からお伺いさせていただきます。

○蓮舫国務大臣 一言でこれだと答え切れるものではないと思っております。ただ、委員御指摘のように、児童虐待件数が、残念ながら、政治の取り組みと比例して低減をしていくというよりは、増加をしているという現実には、厳しく私たちは向き合わなければいけないと思っております。

その上で、子ども・若者ビジョン、去年の七月二十三日にまとめたところにも、やはりこの児童虐待防止という観点を重要視しておりまして、防止対策として、地域における子育て支援を充実する。それとともに、子育てに関する親等への情報、学習機会の提供、相談体制の充実を初めとするきめ細かな家庭への支援が実施されるよう促すとともに、相談、通報等を通じた児童虐待の早期発見、早期対応に努めることも、これも大事。そのための地域ネットワークをどうやってつくり上げていくのか。あるいは、児童相談所の体制強化、これは人員の支援も含めて、こうした強化も図らなければいけない。さらには、児童虐待の防止を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の制限等の具体的あり方について検討を進めていくということを私どもはまとめさせていただきました。

○吉泉委員 今大臣の方からもお話があったように、早期発見のために、それぞれの地域でのサポート、そういう部分が大変必要なんだというお話もあったわけでございます。

十七年に厚労省として、要保護児童対策地域協議会設置・運営指針を出して、これを強力に進めているわけでございますけれども、その中で、ほぼ九割近い各自治体等の中に設置がされているというふうにお聞きもしております。

今現在、江戸川の事故の問題を含めながら、医師会として、虐待の早期発見、このことについて、それぞれ、勉強も、さらには研究会も重ねているというふうに医師会の方からは聞いているところでございます。

しかし、この研究、さらには医師としての役割が発揮でき得る、そのためには、この協議会の中に歯医者さんの代表が加わっていかなくちゃならないのではないかな。学校の中には学校医ということで、それぞれ内科医、さらには歯科医が入っているわけでございますけれども、この協議会の中にどういふふうにかかわっているのか、その点についてお伺いをさせていただきます。

○辻副大臣 吉泉委員御指摘のとおり、歯科医師の方々につきましては、ネグレクトなどの虐待を発見しやすい立場にあることから、児童虐待防止対策において重要な役割を果たしていただけるものと考えております。

このような見地から、現在、厚生労働省におきましても、関係府省庁及び関係団体から構成される国レベルの児童虐待防止対策協議会に歯科医師会の御参画、御協力をいただいているところでございます。

同時に、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会につきましては、参加が想定される構成員を協議会の設置・運営指針により自治体に示しているところでありますが、歯科医師、歯科医

師会についても構成員の対象として明示させていただいているところでございます。

今後、自治体の皆さん方に対しましても、歯科医師を含め、地域の実情に応じた幅広い関係者の要保護児童対策地域協議会への参加を呼びかけていただけますように、各種会議等を通じて促していきたい、このように考えている次第でございます。

○吉泉委員 今答弁がありましたように、歯科医師の方々がこの協議会の中に入りながら、それぞれ指導をもらうという状況について、大変重要だ。

しかし、全体的に、私のお聞きをしている中においては、その協議会の中に歯医者さんが入っている、さらにはその代表が入っているというのは二五%ぐらいでとどまっているというお話も聞いています。

ですから、この点については、県さらには市町村を通じながら、せつかく九割ぐらいまでこの協議会ができていますから、その構成員の方に、ぜひ歯科医師の協力をお願いしながら、そして御指導いただくという体制をつくっていただきたい、このことをお願い申し上げながら、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。